

予防接種業務及び大学拠点接種関連業務に従事する教職員に係る手当に関する特例を定める規程
令和3年7月27日
達示第37号制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学が、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のため、大学拠点接種を実施するにあたり、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種業務（以下「予防接種業務」という。）及びこれに関連する業務のうち総長が別に定める業務（以下「大学拠点接種関連業務」という。）に従事する教職員について、手当を支給するための特例を定めるものである。

(超過勤務手当に係る特例)

第2条 次の各号に掲げる者である教職員（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）第2条第4項第2号に掲げる有期雇用教職員（次条において「有期雇用教職員」という。）並びに同項第3号に掲げる時間雇用教職員及び国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程（平成16年達示第78号）第3条の2第2号に掲げる時間再雇用職員（第4条において「時間雇用教職員」という。）を除く。）が、予防接種業務又は大学拠点接種関連業務に従事するために、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合には、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第23条の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて予防接種業務又は大学拠点接種関連業務に従事するために勤務した全時間に対して、次の各号の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する者 勤務1時間につき20,385円
- (2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する看護師免許を有する者 勤務1時間につき4,725円
- (3) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）に規定する薬剤師免許を有する者 勤務1時間につき4,725円

第3条 前条各号に掲げる者である有期雇用教職員には、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）第30条及び第33条の2第4項の規定にかかわらず、前条の教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。

第4条 第2条各号に掲げる者である時間雇用教職員には、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）第29条第1項及び第4項の規定にかかわらず、第2条の教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。

(予防接種業務手当)

第5条 第2条第2号に掲げる教職員が、予防接種業務に従事した場合は、予防接種業務手当として勤務1日につき3,000円を支給する。

(大学拠点接種対応手当)

第6条 第2条各号に掲げる者以外の教職員が、大学拠点接種関連業務に従事した場合は、大学拠点接種対応手当として勤務1日につき5,000円を支給する。

(予防接種業務手当及び大学拠点接種対応手当の支給)

第7条 予防接種業務手当及び大学拠点接種対応手当は、給与規程第9条第1項に定める支給日に、同条第4項に定める給与の支給の例により支給する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月27日から施行し、令和3年6月26日から適用する。